

地方議会からの意見書（５）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（平成31年・令和元年） —

根岸 隆史

内藤 亜美

岩崎 太郎

對馬あきな

徳田 貴子

（行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- （１）林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
- （２）太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用等
- （３）ライドシェア導入に対する慎重な検討と白タク行為への更なる対策の強化
- （４）国の責任によるプラスチックごみ対策の推進
- （５）令和元年台風第19号等による災害からの復旧・復興
- （６）国土強靱化の推進

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、これまでの「地方議会からの意見書（１）、（２）、（３）、（４）」¹に続き、平成31年・令和元年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを確認しつつ紹介する²。

¹ 拙稿「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 422（令2.4.14）、「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 423（令2.5.1）、「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 424（令2.6.1）及び「地方議会からの意見書（４）」『立法と調査』No. 425（令2.7.8）。意見書制度の概況とともに、意見書の主な項目についてその概要を紹介している。

² 本稿は令和2年7月13日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

(1) 林業・木材産業の成長産業化³に向けた施策の充実・強化

主な要望事項

- 森林の多面的機能⁴を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源⁵を十分かつ安定的に確保すること。
- 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置⁶を継続すること。
- 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

我が国の森林面積は、国土の3分の2に当たる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）であり、人工林の半数は一般的な主伐期である50年生を超え、木材としての本格的な利用期を迎えている。森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展のため、本格的な利用期を迎えた森林資源をいかし、新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることが重要とされる。

しかし、森林資源の活用は十分とは言い難く、林業においては、多くの森林所有者が小規模・零細で分散した森林を抱え、生産性は低く、林業従事者の平均賃金も低いのが現状である⁷。また、木材産業においては、今後、木材需要の大幅な増加を見込むことが難しい中で、消費者等の求める品質・性能の確かな製品の供給等が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、政府は、林業における施業の集約化、意欲と能力のある林業経営者の育成⁸、木材の安定供給の確保、効率的なサプライチェーンの構築、中高層建築物の木造化・木質化等、川上から川下まで⁹の取組に対する総合的な支援とともに、スマート林業の推進や木質系新素材の開発等の林業イノベーションの推進を行っている。また、令和元年度には、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村や林業経営者に経営管理の集積・集約化を行う「森林経営管理制度」と市町村及び都道府県が実施する森林整備等のための「森林環境譲与税」が導入され、森林整備の促進が期待されている。

³ 林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること（「森林・林業基本計画」（平成28年5月閣議決定）5頁）。

⁴ 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等であり、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。

⁵ 令和2年度予算の森林整備事業費は1,382億円（対前年度比113.2%）、治山事業費は815億円（同134.5%）であり、合わせて林野関係予算全体の65%を占める。なお、治山事業とは、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るものである。

⁶ 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）で、市町村の特定間伐等促進計画に基づく間伐等について、地方公共団体の経費に係る地方債起債の特例が令和2年度まで認められている。

⁷ 林家（保有森林面積が1ha以上の者）の9割が保有面積10ha未満の小規模・零細であり、林業従事者の年間平均給与は343万円となっている（林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」（2020.4）8頁）。

⁸ 林業経営者の育成を図るため、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第31号）が令和2年4月に施行され、国有林野の一定区域において、木材需要者と連携する事業者が、一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権」の創設等がなされた。

⁹ 林業・木材産業における木材の生産から加工、利用までの流通体制を指し、造林・素材生産部門等が「川上」、製材・加工部門等が「川中」、住宅建築部門や消費者等が「川下」とされる。

(2) 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用等

主な要望事項

- 再エネ特措法¹⁰に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 発電事業終了時に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

平成 24 年 7 月の再エネ特措法に基づく固定価格買取（F I T）制度¹¹の創設以来、太陽光発電の導入は着実に進み、累計導入量は平成 30 年度で 5,337 万 kW に達している¹²。また、政府は、平成 27 年 7 月の「長期エネルギー需給見通し」において、令和 12 年度の電源構成における太陽光発電の割合を 7%程度と見込んでいる¹³。

太陽光発電の急速な進展の一方で、事業者の安全性確保や発電能力維持のための対策の不足、防災・環境上の懸念等をめぐる地域住民との関係悪化等の問題が顕在化したため、平成 28 年 5 月の再エネ特措法改正により、発電事業計画全体を認定対象とする新たな認定制度が平成 29 年 4 月から開始された。これにより、事業計画に基づく保守点検・維持管理や事業終了後の設備撤去・処分等の適切な実施を求め、違反時には改善命令や認定取消しが可能になるとともに、事業者の認定情報を公表する仕組みが設けられた。また、太陽光発電設備の斜面設置に関し、令和 2 年 2 月に「電気設備の技術基準の解釈」が改正され、土砂流出等を防止する措置を講じることが新たに規定された。そのほか、低調であった事業者による廃棄費用の積立てについて、令和 4 年 4 月に外部積立の原則義務化等¹⁴が予定されるなど、太陽光発電の適切な導入に向けた取組が進められている。

意見書においては、防災、景観、環境面での地域住民の不安、F I T制度の買取期間終了後¹⁵の太陽光パネルの放置への懸念等が指摘されている。

¹⁰ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

¹¹ 再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始める者が対象。認定量、累計買取金額の約 8 割を太陽光が占める（経済産業省「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」〈<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>〉）。

¹² 経済産業省『令和元年度エネルギーに関する年次報告』（令 2.6.5）141 頁。なお、平成 23 年度の累計導入量は 491.4 万 kW（経済産業省『平成 24 年度エネルギーに関する年次報告』（平 25.6.14）127 頁）である。

¹³ 電源構成（発電量）における太陽光発電の割合は、F I T制度創設前の 0.4%（平成 23 年度）から 6.0%（平成 30 年度）に急増している（経済産業省「総合エネルギー統計（1990～2018 年度確報）」（令 2.4.14））。

¹⁴ 令和 2 年 6 月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 49 号）により、再エネ特措法が改正され、廃棄費用の外部積立の原則義務化のほか、市場連動型（F I P）制度の創設等がなされている（令和 4 年 4 月施行予定）。

¹⁵ 太陽光発電による電力の固定価格での買取期間は 10 年又は 20 年とされ、F I T制度の前身である余剰電力買取制度（平成 21 年 11 月開始）の適用を受けた者は、令和元年 11 月以降、買取期間が順次終了する。

(3) ライドシェア¹⁶導入に対する慎重な検討と白タク行為¹⁷への更なる対策の強化

主な要望事項

- ライドシェアの導入拡大に際しては、利用者の安心・安全に懸念があるため、慎重に対応すること。
- 道路運送法違反である白タク行為に対し、更なる対策強化を行うこと。
- タクシーはもとより、路線バスや鉄道も含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

道路運送法においては、自家用自動車（自家用車）は原則として有償で運送の用に供してはならないとされ（第78条）、道路運送法の許可等を受けない白タク行為は、違法行為として関係機関による取締りや啓発活動が行われている。また、いわゆる「ライドシェア」については、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないまま、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていることから、安全確保、利用者保護等の観点から問題があるとされる。

自家用車を用いた有償での旅客運送については、平成18年に創設された「自家用有償旅客運送制度」において、過疎地域（交通空白地）での輸送や福祉輸送等といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村やNPO法人等が必要な安全体制を確保した上で、自家用車を用いて有償で運送できるとされている¹⁸。令和2年には、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴う公共交通サービスの維持・確保の厳しさを背景に、地域公共交通活性化再生法等の改正が行われた¹⁹。本改正では、地方自治体が交通事業者等と連携して、①公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成し、②既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、国が予算面とノウハウ面から支援を行うことで、持続可能な地域公共交通を実現するとされた。本改正により、自家用有償旅客運送制度については、実施の円滑化を図る措置として、バス・タクシー事業者がノウハウを活用して協力する形態が創設されるとともに、観光ニーズへの対応のため、運送対象が地域住民又は観光客を含む来訪者と明確化され²⁰、タクシー事業については、営業区域外運送の柔軟化が図られた。

意見書においては、白タク行為の横行の常態化による、タクシー事業や路線バス、鉄道も含めた地域公共交通への影響を懸念する意見が見られた。

¹⁶ 自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するものをいう（国土交通省『平成28年度国土交通白書』72頁）。

¹⁷ 道路運送法の許可や登録を受けずに金銭を受け取って自家用車で旅客を運送するタクシー類似行為

¹⁸ 政府は、自家用有償旅客運送制度では、運送責任を担う市町村等に対して、道路運送法による登録のほか、運行管理等の措置や事故の際の賠償等を行う体制の整備を求めていることから、同制度はライドシェアとは異なるとしている（第201回国会参議院本会議録第18号（令2.5.20）、赤羽国土交通大臣答弁参照）。

¹⁹ 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）

²⁰ 本改正前においては、地域住民のほか、地域の交通が著しく不便であるなど交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者も運送できるとされていた。

(4) 国の責任によるプラスチックごみ対策の推進

主な要望事項

○ 国の責任において、生産の段階からプラスチックごみ減量対策に取り組むこと。

プラスチックは生産量の増大に伴って廃棄量も増えており、現状のペースでは、令和 32 年までに世界で 250 億トンを超えるプラスチック廃棄物が発生し、120 億トン以上が埋立・自然投棄されると予測されている²¹。

廃棄物・リサイクル対策は廃棄物処理法や各種リサイクル法、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法等に基づき推進されているが、プラスチックについては、一層の 3R²²を進めていくべき分野とされている²³。令和元年 5 月には、廃プラスチックの有効利用率の低さ²⁴や海洋プラスチックごみ等による環境汚染²⁵が世界的な課題となっていること、一人当たりの容器包装廃棄量が世界で 2 番目に多いこと²⁶やアジア各国での輸入規制²⁷等が国内的な課題となっていることなどを背景として、「プラスチック資源循環戦略」（以下「同戦略」という。）が策定された。同戦略では、実効的な資源循環のため、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3R の優先順位²⁸等）を踏まえた上で、リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチック²⁹の利用促進を図るとともに、海洋プラスチック対策等に取り組むとされた。同戦略に掲げられたリデュース等の徹底に向け、令和 2 年 7 月には、レジ袋の有料化義務化が開始されている。

意見書においては、国内で産業廃棄物である廃プラスチック類の処理が逼迫している状況を踏まえ、同戦略は、一般廃棄物を燃やす地方自治体の焼却施設において広域の廃プラスチック類も焼却処分することを想定しているとの懸念が示された³⁰。

²¹ 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会（第 5 回）（H31.2.22）参考資料 1、8 頁参照

²² 3R は、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を指す。

²³ 循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）7 頁参照

²⁴ 世界全体のプラスチック容器包装のリサイクル率は 14%、熱回収を含めた焼却率は 14%とされ、有効利用される割合は 14～28%となる（消費者庁ほか「プラスチック資源循環戦略」（令元.5.31）1 頁参照）。

²⁵ 不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

²⁶ 日本の人口一人当たりプラスチック容器包装廃棄量は、米国に次いで多く、EU や中国を上回っている（前掲脚注 21、10 頁参照）。

²⁷ 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 700 万トン程度が排出され、そのうち約 150 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 29 年末より、主な輸出先の中国において使用済プラスチック等の輸入禁止措置が実施され、その後東南アジア各国においても輸入が規制されるようになった。この影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類の処理に支障が生じている。

²⁸ 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の処理について、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位が示されている（第 5 条及び第 7 条）。

²⁹ バイオプラスチックは、バイオマスプラスチック（原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック）と生分解性プラスチック（一定の条件下で微生物等の働きにより、最終的には二酸化炭素と水にまで分解されるプラスチック）の総称である。

³⁰ 令和元年 5 月、環境省は、地方自治体に対し、廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等のため、広域的処理に向けた手続の合理化（域外からの搬入規制の廃止、緩和、手続の合理化、迅速化）や既存施設における廃プラスチック類の受入促進（市町村の一般廃棄物処理施設での受入の積極的検討等）等を依頼した。

(5) 令和元年台風第19号等による災害からの復旧・復興

主な要望事項

- 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

令和元年は、台風第15号及び台風第19号を始め、記録的な大雨や暴風等による甚大な被害が全国各地で発生した³¹。一連の災害を受け政府は、令和元年11月7日、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(①生活の再建(廃棄物・土砂の撤去、住宅再建³²、金融支援等)、②生業の再建(中小・小規模事業者の支援、農林漁業者の支援、観光需要喚起に向けた対策等)、③公共土木施設等の災害応急復旧、④災害救助等)として取りまとめ³³、翌8日に約1,316億円の予備費使用の閣議決定を行った。あわせて、令和2年1月30日に成立した令和元年度補正予算において、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保に必要な経費として約2兆3,086億円を計上し³⁴、同対策パッケージについて、予備費を含めた令和元年度予算・補正予算を通じて切れ目なく実行することにより、復旧・復興を加速し、地域経済活動の停滞を一刻も早く解消するとした³⁵。

また、政府は、一連の災害において指摘された課題(台風第15号:長期停電、通信障害等、台風第19号:避難の実効性確保、防災情報の提供等)について、被災自治体や関係事業者も含めた検証作業を行い、改善すべき論点を抽出し、令和2年3月に対応策を取りまとめている³⁶。

³¹ 9月の台風第15号は、関東地方を中心に19地点で観測史上第1位の最大風速を記録し、この暴風により、千葉県を始めとして電柱の倒壊等による停電や通信障害が広い範囲で発生したほか、大雨による浸水害や土砂災害が発生した。10月の台風第19号は、総降水量が神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超え、大雨により広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。また、その後の同月24日から26日にかけての低気圧等の影響による記録的な大雨により、千葉県や福島県を中心に土砂災害、浸水害、河川の氾濫が発生した。

³² 災害救助法適用市区町村における住宅の応急修理の支援対象の拡充、住居が全壊した世帯等に対する被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)等の措置が講じられた。

³³ 台風第19号等被災者生活支援チーム(安倍総理指示により令和元年10月14日に設置)取りまとめ

³⁴ 主な内訳として、「公共土木施設等の災害復旧等事業」に4,859億円、「河道掘削や堤防のかさ上げ・補強等の台風15号及び19号を受けた治水対策」に2,437億円を計上(財務省「令和元年度補正予算(第1号)の概要」<https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/sy011213/hosei011213c.pdf>)。

³⁵ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)5頁

³⁶ 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令2.3.31)

(6) 国土強靱化の推進

主な要望事項

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下「3か年緊急対策」という。)³⁷を推進するため、国・県さらに市町村が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。
- 長寿命化計画³⁸に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

国は、国土強靱化基本法³⁹において定められた基本的な枠組み（国の各種計画等の指針となる国土強靱化基本計画⁴⁰及び地方自治体における国土強靱化地域計画の策定、国土強靱化推進本部の設置等）に基づき、国土強靱化の取組を推進している。

平成30年には、一連の自然災害により、重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生したこと⁴¹を受け、重要インフラの緊急点検が実施された。この点検結果等を踏まえ、従来の取組に加え、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策160項目（事業規模おおむね7兆円程度）を、平成30年度から令和2年度までの3年間で集中的に実施する「3か年緊急対策」が取りまとめられた。令和2年6月時点における同緊急対策の進捗状況はおおむね順調であるとされており⁴²、また、同緊急対策期間後も必要な予算を確保し、国土強靱化を推進することとされている⁴³。

令和2年度においては、地方自治体が管理するインフラの老朽化対策について、より集中的・計画的な対応を図るための個別補助制度の創設等が予算措置されるとともに、災害発生時の体制強化について、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）⁴⁴の活動等を通じ地方自治体を支援している地方整備局の人員が増員された（平成13年の省庁再編以降初の増員）。

³⁷ 平成30年12月閣議決定

³⁸ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、各インフラの管理者は、個別施設毎の長寿命化計画を策定することとされている。

³⁹ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）。同法において、国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう（第1条）。

⁴⁰ 平成26年6月閣議決定、平成30年12月変更

⁴¹ 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震といった自然災害が相次ぎ、一エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）、空港ターミナルの閉鎖等の事態が発生した。

⁴² 令和2年度までに約6.8兆円の事業規模が確保される見込みであり、また、152/160項目が目標達成予定とされている。なお、令和3年度以降に目標達成予定の8項目については、関係府省庁において速やかな目標達成に努めることとされている（「国土強靱化年次計画2020」（令和2年6月国土強靱化推進本部決定））。

⁴³ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月閣議決定）45頁

⁴⁴ 地方整備局の職員等を中心に、災害の規模に応じて全国から被災地に派遣され、技術的支援等を行っている。

2. おわりに

平成31年・令和元年に参議院において受理した4,274件の意見書について主な要望事項を整理し、「地方議会からの意見書(1)、(2)、(3)、(4)」及び本稿において、以下の32項目の紹介を行った。その内容は、行政の各分野に及ぶ結果となっており、現在の地方自治体が直面する課題の多様さが現れていると言える。今後もこうした地方の声に、耳を傾けていく必要がある。

地方議会からの意見書(1)～(5)(平成31年・令和元年)で紹介した項目

地方議会からの意見書(1)

- ①高齢者の安全運転支援と移動手段の確保
- ②「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化
- ③幼児教育・保育の無償化とそれに伴う待機児童解消及び保育士の処遇改善
- ④放課後児童クラブの職員配置基準の見直し等
- ⑤新たな過疎対策法の制定
- ⑥信頼される政府統計を目指した更なる統計改革の推進
- ⑦地方財政の充実・強化
- ⑧会計年度任用職員制度の施行に伴う地方公共団体への十分な財政措置等

地方議会からの意見書(2)

- ①選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の法制化
- ②全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づく日米地位協定の見直し
- ③普天間飛行場の代替施設(辺野古新基地)建設工事の即時中止等
- ④消費税率10%への引上げ中止
- ⑤私学助成の充実強化等
- ⑥教育費負担の軽減に向けた教育予算の確保・拡充

地方議会からの意見書(3)

- ①義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数の改善
- ②少人数学級の推進、複式学級の学級定員引下げ等
- ③児童虐待防止対策の更なる強化
- ④妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進
- ⑤国による妊産婦医療助成制度の創設等
- ⑥認知症施策の推進と加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設

地方議会からの意見書(4)

- ①国民健康保険における国庫負担の増額等
- ②地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進
- ③介護保険制度の改善
- ④日米貿易協定交渉からの日本の農業・農村の保護
- ⑤CSF(豚熱)の早期終息に向けた対策の強化
- ⑥食品ロス削減に向けた更なる取組の推進

地方議会からの意見書(5)

- ①林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
- ②太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用等
- ③ライドシェア導入に対する慎重な検討と白タク行為への更なる対策の強化
- ④国の責任によるプラスチックごみ対策の推進
- ⑤令和元年台風第19号等による災害からの復旧・復興
- ⑥国土強靱化の推進

(ねぎし たかし、ないとう あみ、いわさき たろう、
つしま あきな、とくだ たかこ)